

看護師特定行為の ご案内

当院では、特定行為研修を修了した 看護師が特定行為を実施しています

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、
看護師が行う「診療の補助」行為のことを指します。

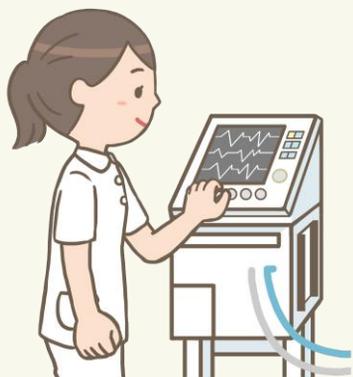
厚生労働省が定める38行為があります。

この行為は特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが実施可能です。

安全性を担保した上で、
状況に応じて迅速かつ
タイムリーな特定行為
を実施します

患者様の治療と生活
を支援します

高度な知識と技術
を活かし看護の質
の向上を図ります



人工呼吸器の
設定変更



血流のない
壊死組織の除去



脱水症状に対する
輸液による補正

看護師特定行為に関するお問い合わせ窓口

豊橋市民病院 患者総合支援センター

電話番号：0532-33-6111(代)

FAX：0532-33-6177



豊橋市民病院

TOYOHASHI MUNICIPAL HOSPITAL